

【令和6年度改定版】

深川市地域防災計画

[地震災害対策編]

深川市防災会議

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	計画の基本方針	1
第 4 節	深川市における過去の地震被害	3
第 5 節	深川市における地震の想定	5

第 2 章 震災予防計画

第 1 節	地震に強いまちづくり推進計画	10
第 2 節	地震に関する防災知識の普及・啓発	12
第 3 節	防災訓練計画	13
第 4 節	避難体制整備計画	13
第 5 節	建築物災害予防計画	14
第 6 節	火災予防計画	16
第 7 節	土砂災害予防計画	17
第 8 節	液状化災害予防計画	18
第 9 節	積雪・寒冷対策計画	19
第10節	業務継続計画の策定	20

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	22
第 2 節	地震情報の伝達計画	24
第 3 節	災害情報通信計画	28
第 4 節	避難対策計画	30
第 5 節	地震火災等対策計画	31
第 6 節	生活関連施設対策計画	33
第 7 節	被災建築物安全対策計画	35

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	基本方針	37
第 2 節	被災者援護計画	37

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、深川市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定されている「深川市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、深川市防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、「深川市地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、市及び北海道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定める。

1 実施責任

(1) 深川市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

(2) 北海道

北海道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行うものとする。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活

動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 市民及び事業所の基本的責務

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、逃げる間もなく、瞬時に甚大な被害を発生させる地震災害に対して、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

(1) 市民の責務

地震災害における被害は、住宅の耐震化及び家具の転倒防止などの予防・安全対策を講ずることで、減災効果が高まることを十分に理解し、平常時から、地域における災害の危険性を把握、避難等の行動確認をするほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での防災対策を行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなどして、事前の備えに努めるものとする。

また、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動した上で、冷静な行動に心がけるとともに、初期消火や近隣の負傷者・避難行動要支援者への支援、避難場所での自主的活動その他防災関係機関等の防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(2) 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献・地域住民との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、平常時から、災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）を作成するとともに、防災体制の整備や、従業員等の防災訓練・防災教育の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、的確な防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 深川市における過去の地震被害

1 深川市における過去の地震被害

本市において、これまでの地震被害の中で、昭和27年3月「十勝沖地震（釧路、浦河、帯広地方が震度5）」の影響で、深川各地の学校の集合煙突などに被害が出たとの記録があるが、他に地震による大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成30年の北海道胆振東部地震等においても、市内全域で停電が発生したが大きな被害は起きていない。

なお、過去に道内で発生した地震被害は、表1のとおりである。

表1 北海道内の主な地震被害

区分	発生年月日 地震名	規模 (M)※1	震度 ※2	地域名	被害状況
太平洋側	昭和27年3月4日 十勝沖地震	8.2	5	浦河、帯広、釧路	太平洋一帯に大被害、大津波 死者28、不明者5、負傷者287 住家全壊815、流失91、半壊1,324
	昭和43年5月16日 十勝沖地震	7.9	5	浦河、苫小牧、広尾、函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者2、負傷者133 住家全壊110、半壊405
	昭和48年6月17日 根室半島南東沖地震	7.4	5	釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者26 住家全壊2、半壊1
	昭和57年3月21日 浦河沖地震	7.1	6	浦河	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
	平成5年1月15日 釧路沖地震	7.5	6	釧路	釧路、十勝地方を中心に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 北海道東方沖地震	8.2	6	釧路、厚岸	釧路、根室地方を中心に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 十勝沖地震	8.0	6弱	新冠、新ひだか、浦河、鹿追、忠類、幕別、豊頃、釧路、厚岸	日高、十勝、釧路地方を中心に被害 行方不明2、負傷者847 住家全壊116、半壊368
	平成16年11月29日 釧路沖の地震	7.1	5強	弟子屈、釧路町、別海	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52 住家全壊1、一部破損4
			5弱	新冠、新ひだか、更別、釧路、厚岸	
	平成16年12月6日 釧路沖の地震	6.9	5強	厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者12
			5弱	更別、弟子屈、釧路町、別海	
	平成17年1月18日 釧路沖の地震	6.4	5強	厚岸	負傷者1
			5弱	別海	
	平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震	9.0	4	新冠、函館、浦幌、大樹、南幌、帯広、長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、上ノ国、岩見沢、千歳、様似、厚真、平取、更別、中富良野、新ひだか、浦河、白糠、苫小牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7
	平成28年6月16日 内浦湾の地震	5.3	6弱	函館	負傷者1 住家一部損壊3
			4	七飯、鹿部	
日本海側	天保5年2月9日 (石狩川河口付近)	6.4	6	石狩川河口付近(推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
			5	札幌市の一部(推定)	
	大正7年5月26日 留萌沖地震	5.8	5	鬼鹿、幌延	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年8月2日 北海道西方沖地震	7.5	4	羽幌、留萌、幌延、岩内、乙部、苫小牧、神恵内、南尻別、倶知安、京極、八雲、徳舜別	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10、住家全壊26、半壊7
	昭和58年5月26日 日本海中部地震	7.7	4	森、江差	渡島、桧山、特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊5、半壊16

地震災害対策編

内 陸	平成5年7月12日 北海道南西沖地震	7.8	6	奥尻	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者201、行方不明28、負傷者323 住家全壊601、半壊408
			5	小樽、寿都、江差	
	昭和34年1月31日 弟子屈地震	6.3	5	阿寒湖畔、上御卒別	弟子屈、阿寒を中心に被害 澱粉工場倒壊1、住家全壊2 住家半壊1、一部損壊
			4	釧路	
	昭和62年1月14日 十勝地方南部の地震	6.6	5	釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家一部破損1
	平成7年5月23日 空知地方中部の地震	5.9	5	北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部破損59
	平成16年12月14日 留萌地方南部の地震	6.1	5強	苫前	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家一部破損165
			5弱	羽幌	
	平成30年9月6日 北海道胆振東部地震	6.7	7	厚真	石狩、胆振地方を中心に被害 死者43、負傷者782 住家全壊469、半壊1,660、一部損壊13,849
			6強	安平、むかわ	

※1 規模 (M) マグニチュード：地震のエネルギー規模を表す単位

※2 震 度 地震時の各地点の揺れの強さを表す単位。ここでは、当該地震により各地域で気象庁が観測した最大震度を示している。

第5節 深川市における地震の想定

1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の10の海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

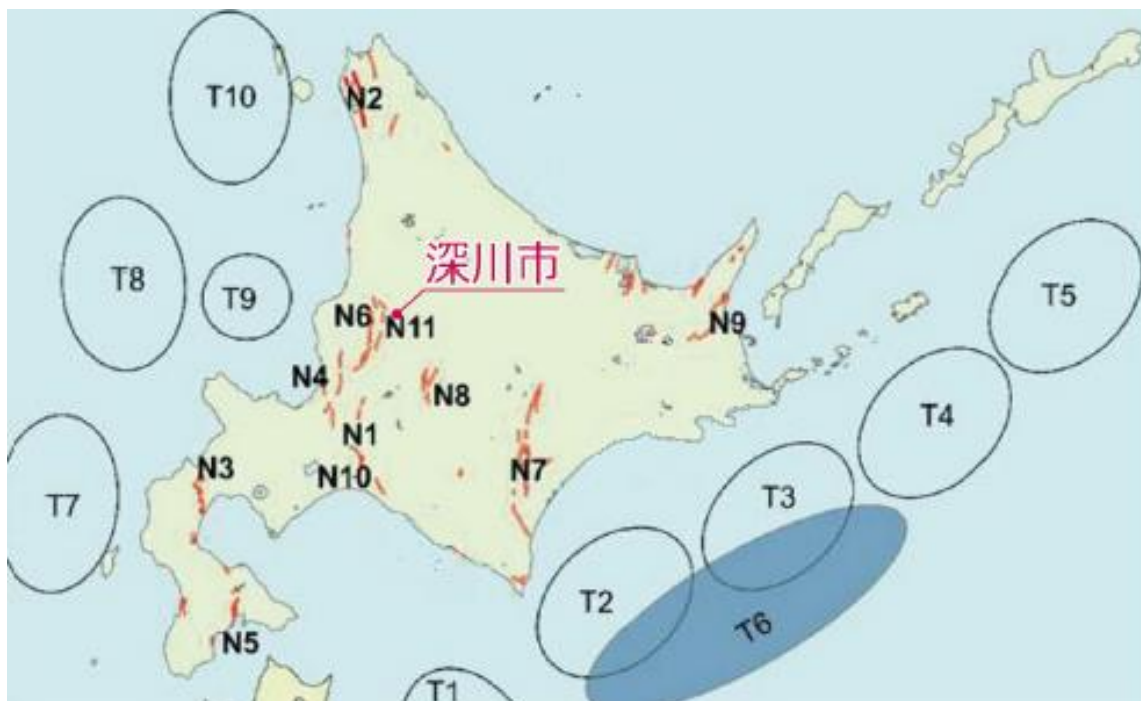
これらの中で本市への被害が大きい地震として、「増毛山地東縁断層帯」、「沼田－砂川付近の断層帯による地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」（※3）を想定し、地震被害を予測する。

※1 10の海溝型地震（海溝型地震）

北海道地域防災計画で想定されている4つの地震（北海道南西沖地震、積丹半島沖地震、留萌沖地震、北海道北西沖地震）と中央防災会議（平成18年1月）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている6つの地震（三陸沖北部地震、十勝沖地震、根室沖地震、色丹島沖地震、択捉島沖地震、500年間隔地震）を合わせて10の地震を想定している。本市に最も影響が大きいと想定される地震は「留萌沖の地震（M7.5）」で、揺れの大きさは震源地付近で最大震度7と予測されている。

変更後の図

図1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



地震			地震		
マグニチュード			マグニチュード		
海溝型地震			内陸型地震		
千島海溝／日本海溝			活断層帯		
T 1	三陸沖北部	8.0	N 1	石狩低地東縁主部	7.9
T 2	十勝沖	8.1		主部北側	7.5
T 3	根室沖	7.9		主部南側	7.2
T 4	色丹島沖	7.8	N 2	サロベツ	7.6
T 5	択捉島沖	8.1	N 3	黒松内低地	7.3
T 6	500年間隔地震	8.6	N 4	当別	7.0
日本海東縁部			N 5	函館平野西縁	7.0-7.5
T 7	北海道南西沖	7.8	N 6	増毛山地東縁	7.8
T 8	積丹半島沖	7.8	N 7	十勝平野	
T 9	留萌沖	7.5		主部	8.0
T 10	北海道北西沖	7.8		光地園	7.2
			N 8	富良野	
				西部	7.2
				東部	7.2
			N 9	標津	7.7以上
			N 10	石狩低地東縁南部	7.7以上
			N 11	沼田-砂川付近	7.5

資料：深川市耐震改修促進計画

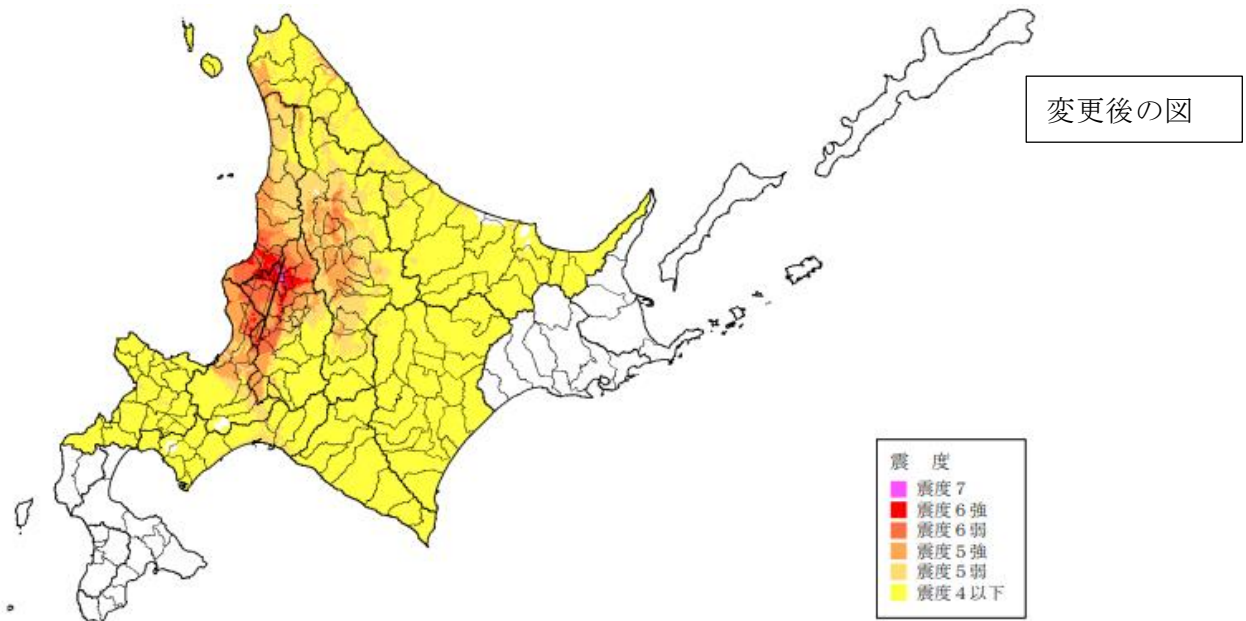
※ 2 1 1 の活断層（内陸活断層の地震）

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として 1 1 の断層帯（石狩低地東縁主部断層帯、サロベツ断層、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁南部断層帯、沼田-砂川付近の断層帯）を想定している。本市に最も影響が大きいと想定される地震は「沼田-砂川付近の断層帯（M7.5 程度）」で、揺れの大きさは震源地付近で最大震度 7 と予測されている。

※ 3 全国どこでも起こりうる直下の地震

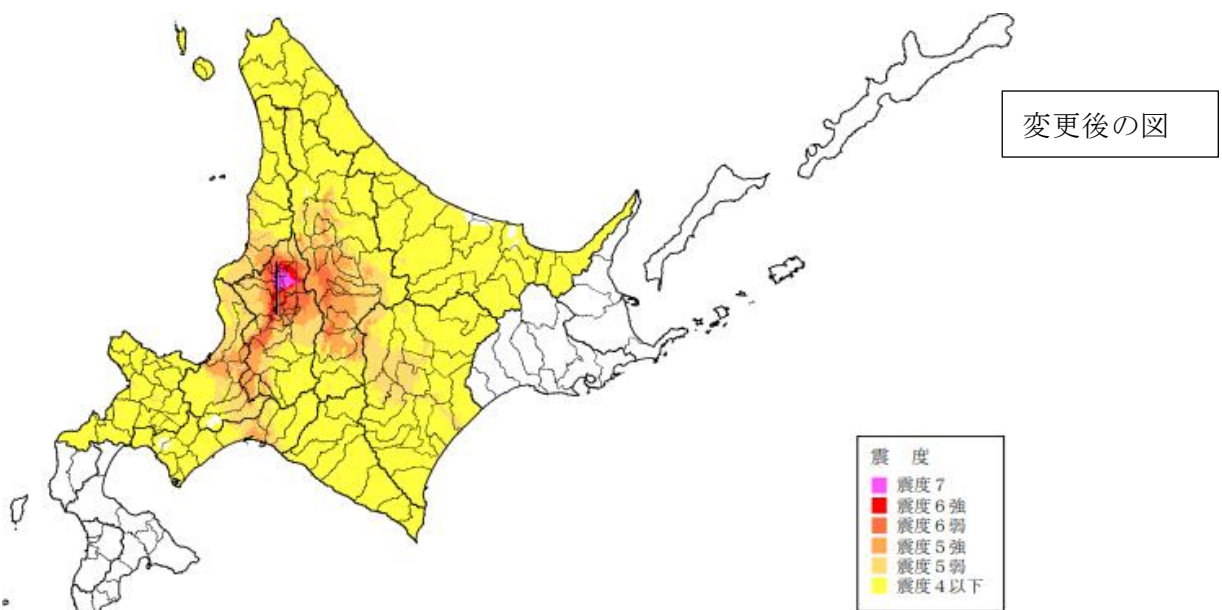
中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点から M6.9 を上限として地震規模を想定している。本市においても中央防災会議と同様に「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9 で揺れの大きさは、最大震度 6 強として計算している。

図3 増毛山地東縁断層帯の地震の想定震度



資料：北海道地震被害想定調結果報告書

図4 沼田－砂川付近の断層帯による地震の想定震度



資料：北海道地震被害想定調結果報告書

表1 北海道の想定地震による市内の想定震度

想定 地震名	北海道 南西沖 地震	留萌沖 地震	北海道 北西沖 地震	三陸沖 地震	十勝沖 地震
計測震度 (深川 市)	4.9	5.9	5.3	5.0	5.4

資料：深川市耐震改修促進計画

表 2 地震調査研究推進本部の想定地震による市役所周辺の想定震度

断層 の 名称	石狩低地東縁 断層帯主部		サロ ベツ 断層 帯	黒松 内低 地断 層帯	当別 断層 帯	増毛 山地 東縁 断層 帯	十勝 平野 断層 帯	富良 野断 層帯	石狩 低地 東縁 南部 断層 帯	沼田 -砂 川付 近の 断層 帯
	主部 北側	主部 南側						西部		
計測 震度 (深川 市)	5.5	4.9	5.0	4.3	5.0	6.4	5.0	5.5	5.3	7.2

資料：深川市耐震改修促進計画

※ 気象庁の震度階級と計測震度の関係

気象庁の 震度階級	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4

表3 想定地震と被害の予測

地震のタイプ 地震属性	増毛山地東縁断層帯の 地震		沼田－砂川付近の 断層帯による地震	
震源	増毛山地東縁の沼田町 から月形町に至る断層 帯		沼田町から砂川市に至 る断層帯	
地震規模	マグニチュード：7.8		マグニチュード：7.5	
市内最大震度	6 強		7	
想定時期	冬	冬以外	冬	冬以外
建築物被害予測	全壊 1,413棟 半壊 2,551棟	全壊 591棟 半壊 1,501棟	全壊 7,033棟 半壊 3,286棟	全壊 4,554棟 半壊 3,168棟

資料：深川市耐震改修促進計画

※ 震度と全半壊率の関係

地震の計測震度と建築年次別の全半壊率の関係は、内閣府により過去の地震被害をもとに経験的に整理されており、昭和56年以前（旧耐震基準時）に建てられた建築物の震度5強から6弱の地震時における全半壊率は、昭和57年以降（新耐震基準時）に建てられた建築物の4倍以上になるものと予測されている。

第2章 震災予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

市及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、無電柱化等により、地震の発生を考慮した地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

2 建築物等の安全化

- (1) 市は、深川市耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するものとする。
- (2) 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く耐震化を完了させ、施設の耐震性の向上を図るものとする。
- (3) 防災関係機関及びショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努めるものとする。
- (4) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努めるものとする。
- (5) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進するものとする。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

4 河川の整備

市及び防災関係機関は、地震に起因する浸水被害を防止するため、堤防の耐震性向上を図るとともに、河川水を緊急時の消火・生活用水として確保できるよう河川整備に努めるものとする。

5 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

6 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

7 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努めるものとする。

8 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図るものとし、また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図るものとする。

9 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、石油貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。

10 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンドや公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

北海道は地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五カ年計画を作成し、市及び北海道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとしている。

地震防災緊急事業五カ年計画に定める、市が実施する事業は次のとおりである。

- (1) 消防防災施設整備事業
- (2) 公立学校施設整備事業

第2節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分に配し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市及び防災関係機関は、各職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、本編「第5章 第2節 防災訓練計画」を準用するものとするが、地震災害における突発性を考慮し実施するものとする。

第4節 避難体制整備計画

本節については、本編「第5章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 避難体制

特に地震が、大規模である場合の避難体制として、住民、市の役割を次のとおりとする。

(1) 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、市の避難指示等を待っていては避難すべき時期を逸することも考えられる。このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努めるものとする。

(2) 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、町内会長等との連携による指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第5節 建築物災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための必要な対策は、本編「第5章 第8節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

市は、耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、深川市耐震改修促進計画に基づき、技術者を育成するよう努めるとともに、耐震改修についての普及啓発及び支援を図るほか、建築関係団体との連携した相談体制、情報提供の充実など所有者が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

(3) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

深川市耐震改修促進計画に基づき、市内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう耐震化を積極的に促進していくものとする。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀、等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新たに施工、設置するものにあつては施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底するものとする。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動に伴う落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

2 被災建築物の安全対策

市は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき認定された市内の応急危険度判定士を把握したうえで、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。また、市及び北海道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への綿関連情報の普及啓発等を行うものとする。

3 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

市は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

(1) 電力施設（北海道電力株式会社）

- (2) LPガス事業者
- (3) 水道施設
- (4) 通信施設（東日本電信電話㈱）

4 交通施設の安全化・耐震化対策

(1) 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、無電柱化など道路施設等の安全を図るとともに、狭あい区間等の整備を検討する。

(2) 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

5 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

6 がけ地等に近接する建築物の防災対策

市及び北海道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第6節 火災予防計画

地震の発生に伴い発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、本編「第5章 第9節 消防計画及び第9章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火気設備の取り扱いについて指導啓発するとともに、市の火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化するものとする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、市及び深川消防署は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図るものとする。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、住宅用防災機器等の設置促進及び消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図るものとする。
- (2) 防火思想の啓発や火災の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- (3) ホテル、集合住宅、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

3 予防査察の強化指導

深川消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な予防対策の指導を図るものとする。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴い、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市消防本部は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図るものとする。合わせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

深川消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第7節 土砂災害予防計画

本節については、本編「第5章 第13節 土砂災害の予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴い、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながることから、市及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施するものとする。また、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識を持ち、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃、自主避難等）を講じるものとする。

第8節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（1995年）、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 2011年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。また、胆振東部地震（2018年）では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

市及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

市及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第9節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震被害の軽減に努めるものとする。地震災害時における積雪・寒冷対策計画については、「防災計画本編第5章 第14節積雪・寒冷対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立されるものである。このため、市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

地震発生時において、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、市は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(2) 緊急ヘリポートの確保

地震による道路交通の一時的なマヒに対応するため、市は、孤立が予想される集落におけるヘリコプター等の緊急離着陸場所の確保に努めるものとする。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制を確立するよう努めるものとする。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるものとする。

4 寒冷対策の推進

(1) 防災資機材の整備

市は、避難所その他の施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の整備、備蓄に努めるものとする。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるものとする。また、応急仮

設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

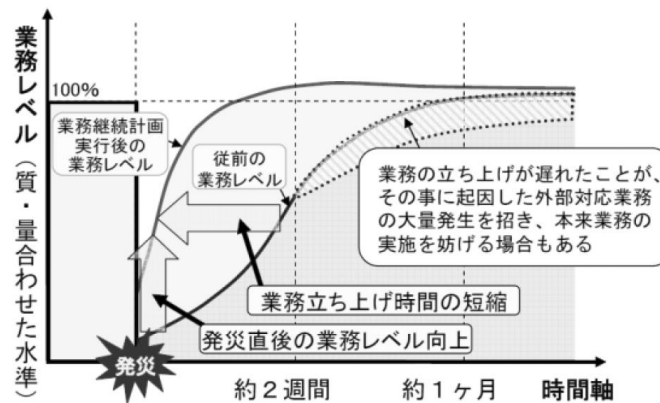
第10節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための必要な対策は、次のとおり実施するものとする。

1 概要

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するためのものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを行うものである。

＜業務継続計画による業務改善のイメージ＞



2 業務継続計画（BCP）

(1) 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時の非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、

事業継続力強化支援改革の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、北海道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立するものとする。また、北海道の災害対策現地合同本部が設置された場合、北海道本部等と連携を図るものとする。

1 災害対策本部及び職員の動員配備

災害対策本部の組織及び設置基準については、本編「第3章 第2節 災害対策本部」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の設置及び各班の活動

地震災害は、瞬間的に広範囲にわたり甚大な被害を発生させることから、早急な災害対応を行う必要があるため、あらかじめ災害対策本部の設置場所を表1のとおり定めるものとする。また、各班の活動時系列にあつては、表2のとおりとし、災害応急対策のために必要なスペースは表3のとおりとする。

(2) 動員配備

大規模な地震発生時は、被害の状況及び規模等の災害情報の入手が困難になることが予想され、職員動員のための連絡通信網の途絶も想定されることから、市内に被害が発生し、または、発生するおそれがあると思われる場合は、職員各自の判断により緊急参集を行うものとする。

表1 時系列活動一覧表

活動内容	活動の主な時期	担当班	30分以内	24時間以内	24時間目以降
災害対策本部の立ち上げ		本部情報連絡室	○		
庁舎内の安全確保		広報・総務班	○		
概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請		本部情報連絡室	○		
住民への注意の呼びかけ		広報・総務班	○		
報道機関への情報提供		広報・総務班	○	○	○
被害情報の収集・伝達		本部情報連絡室・各班		○	○
住民への広報・報道対応		広報・総務班		○	○
医療救護 (負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握)		救援班・医療班		○	○
二次災害の防止		各班		○	○
重要道路の確保		土木施設班		○	○

活動内容	活動の主な時期	担当班	30分以内	24時間以内	24時間目以降
災害弱者及び児童・生徒の安全確保		福祉班・教育対策班		○	○
災害救助法の適用		本部情報連絡室・福祉班		○	○
消防活動		消防署	○	○	○
行方不明者の捜索		本部情報連絡室・消防署		○	○
避難誘導		市民班		○	○
避難所の設置・運営		避難対策班		○	○
給水		給水・下水道班		○	○
食料、生活必需品等の確保・供給		広報・総務班		○	○
遺体の処理、埋・火葬		福祉班		○	○
し尿及び廃棄物の収集処理		市民・環境衛生班			○
防疫		市民・環境衛生班			○
文教対策		教育対策班			○
住宅対策		土木施設班			○
生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付		各班			○
罹災証明書発行		管理・調査班			○
罹災者の心のケア対策の実施		救援班			○
災害弔慰金等の支給・貸付		福祉班			○
被災者生活再建支援金の支給		福祉班			○
税の減免等		管理・調査班			○
被災農林水産事業者、中小企業への情報提供		農林班・経済対策班			○
公共施設等の災害復旧・復興		各班			○

表2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部を設置する場合、以下の場所を確保する。

所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

名 称	設置場所	機 能 等	設置条件
災害対策本部	庁舎3階 会議室3-2	本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部情報連絡室	庁舎3階 自治防災係	情報収集・分析のためのスペース 【配備品】 地図、ホワイトボード、防災無線 道防災無線、災害時優先電話	必ず確保
プレスルーム	庁舎3階 応接室	記者発表を行うスペース	状況に応じて
関係機関事務室	庁舎3階 大会議室	関係機関からの応援職員等の事務スペース	状況に応じて
ボランティアセンター	深川市社会 福祉協議会	ボランティア受付及び活動調整用スペース	状況に応じて

表3 災害応急対策のために必要なスペース

緊急車両用の駐車場については、以下の場所を確保する。

所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

名 称	設置場所	機 能 等	設置条件
緊急車両等用駐車場	庁舎来庁者用駐車場	緊急車両や防災備品運搬車両が駐車するスペース	必ず確保

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通し住民に提供する。

※ 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。なお、緊急地震速報（警報）を発表する条件は、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する」ものであるが、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合は、緊急地震速報についても特別警報として位置づける。

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(2) 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

ア 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表基準	発表内容
地震情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
	その他の情報	・顕著な地震の震源	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地

報	要素を更新した場合や地震が多発した場合など	震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を凶情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。

イ 地振動警報及び地振動予報の種類及び内容

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動特別警報	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが想定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表する緊急地震速報。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報(予報)	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報。

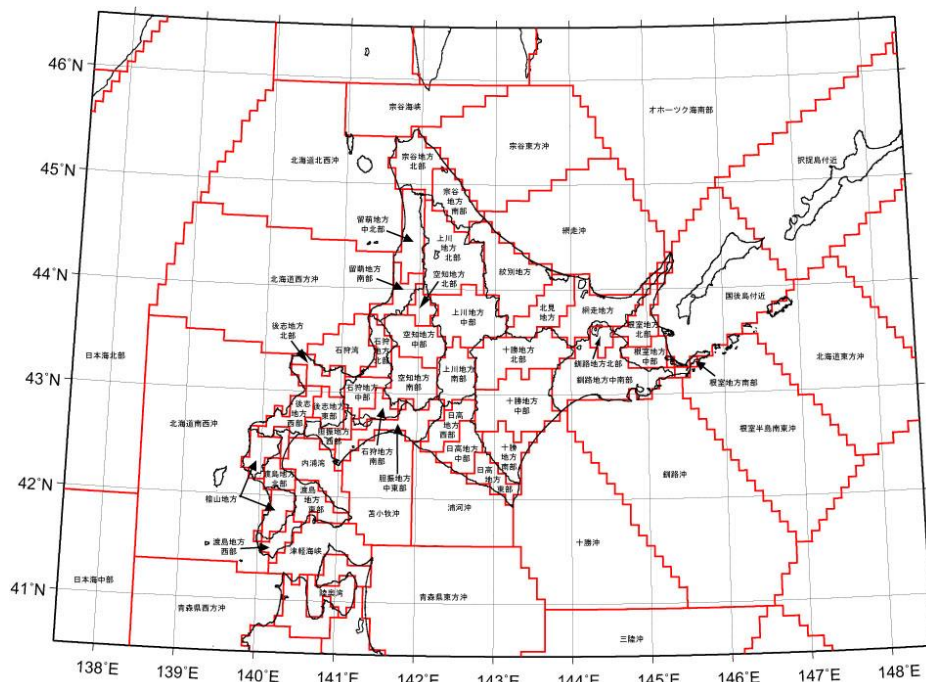
(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名



3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。「気象庁震度階級関連解説表」（資料編 資料3-3）は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

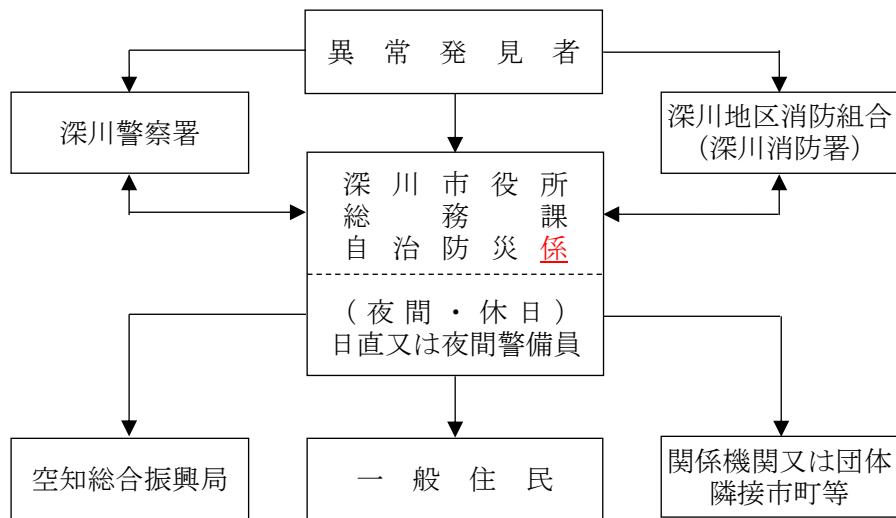
4 異常現象を発見した場合の通報

市長は、頻発地震、異常音響及び地変などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報するものとする。

- (1) 深川消防署
- (2) 深川警察署
- (3) 空知総合振興局地域政策課
- (4) 気象台防災業務課
- (5) 影響のある隣接市町村
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務課長へ報告し、その指示により災害対応に当たるものとする。休日、夜間にあつては、深川消防署が受理し、総務課長へ報告し、その指示を受けるものとする。なお、各機関が情報を得た場合には、相互に情報の共有に努めるものとする。

災害情報連絡系統図



第3節 災害情報通信計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編「第4章 災害情報通信計画」を準用するほか、次のとおりとする。

【参考】本編 第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画 避難指示等の伝達方法概要

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達	全ての住民	○	△
2	放送局	視聴者	○	△
3	インターネット等による伝達	回線接続者のみ	△	△
4	L(エル)アラートによる伝達	全ての住民	○	△
5	緊急速報メールによる伝達	所有者のみ	○	○
6	電話による伝達	住民組織等	△	○
7	農業情報システムによる伝達	農家世帯	△	○
8	広報車による伝達	全ての住民	△	△
9	伝達員による個別伝達	全ての住民	△	○

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）などで受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市、北海道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化などに努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 市

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を北海道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- イ 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告するものとする。
- ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第4節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本編「第6章 第2節 避難対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 避難実施責任者及び措置内容

避難実施責任者は、地震の発生に伴う火災、山（崖）くずれ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、次により避難の指示等を行う。

(1) 市長（基本法第60条、水防法第29条）

ア 市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする）。また、避難の指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

イ 市長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し避難の指示を行う。また、避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車、戸別伝達等をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

2 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測されることから、地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある一時避難場所（公園、広場等）又は、指定避難場所（学校、コミュニティセンターのグラウンド、公園、広場等）にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

（資料編 資料4-2 避難場所一覧表）

（資料編 資料4-3 避難所一覧表）

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

避難所の管理責任者は、災害時優先電話等を活用し、被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握し市民班に報告するものとする。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握するものとするが、その際、電話、メール、伝令等を用いて各自の所在を明らかにするよう努めるものとする。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

開設予定避難所の施設管理者は、避難所開設に先立ち、速やかに目視等により施設の安全性

を確認し、調査結果を災害対策本部に報告するものとする。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

第5節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがあることから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り自ら初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

市における消火活動に関する計画は、本編「第5章 第9節 消防計画」及び「第9章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 消防活動体制の整備

市はその地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策の推進

市は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策の実施に努めるものとする。この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 消防職団員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招

集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずるものとする。

(2) 消防水利の確保

地震発生時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておくものとする。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るものとする。また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

第6節 生活関連施設対策計画

地震発生により生活に密着した施設（電気、上下水道、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給を停止した場合、住民の生活維持に重大な支障が生ずることから、各施設の応急復旧対策について、次のとおりの定めるものとする。

1 電気

本編「第6章 第11節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努めるものとする。

(2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 ガス

本編「第6章 第12節 ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設（埋設管）の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧に努めるものとする。

(2) 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害があった場合は、ガス漏洩による火災、中毒事故防止及び、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等についてテレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

3 上下水道施設

本編「第6章 第13節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 応急復旧

給水・下水道班（水道担当）及び水道事業者は、地震災害により被災した上下水道施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給及び生活排水の排水機能の確保に努めるものとする。

(2) 広報

給水・下水道班（水道担当）及び水道事業者は、地震により上下水道施設に被害を生じた場

合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図るものとする。

4 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

(2) 広報

電気通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努めるものとする。

5 放送

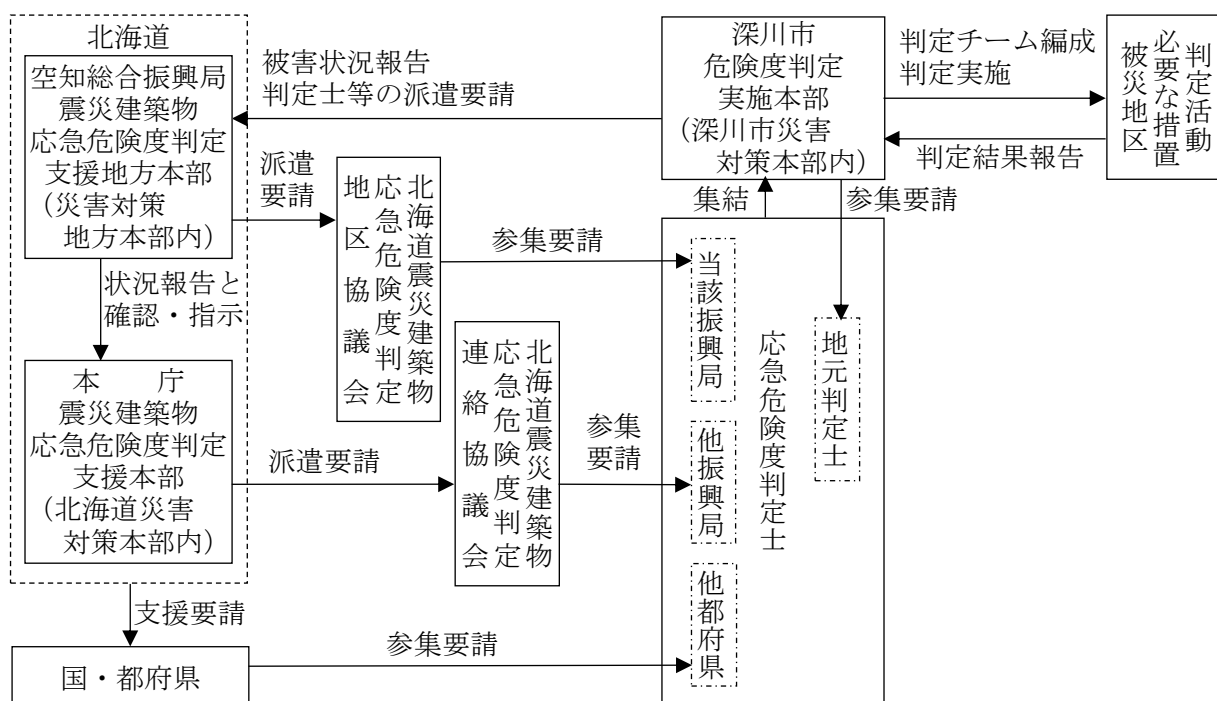
NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じるものとする。

第7節 被災建築物安全対策計画

本節については、本編「第6章 第20節 被災宅地安全対策計画」を準用するものとするが、特に地震により被災した建築物にあっては、余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる等の応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

1 応急危険度判定の活動体制

市及び北海道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」及び「深川市震災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行うものとする。判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができるものとする。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 北海道及び市町村

道及び市町村は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法より石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A 3 (42.0cm×29.7cm)以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第1節 基本方針

応急復旧の実施に当たっては、住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるとともに、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 被災者援護計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻であることから、市、北海道及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずるものとする。

本節については、本編「第10章 第1節 災害復旧計画」を準用する。